

令和5年第4回（12月）見附市議会定例会

請 願 文 書 表

| 受理 番号 | 受理 年月日 | 件 名 | 請願者の住所及び氏名 | 紹介議員の 氏 名 | 付 託 委員会 |
|------------|----------------|--|--|---------------|-------------|
| 請 願 第3号 | 令和5年 11月29日 | 国に対し「刑事訴訟法の再 審規定（再審法）の改正を求 める意見書」の提出を求め る請願 | 新潟市秋葉区善道町 1-1-1 国労新潟地本内 日本国民救援会新潟県本部 会長 星野 光弘 | 小坂井議員 馬場議員 | 総務文教 委員会 |

令和 5 年 11 月 29 日

見附市 議会

議長 依野統康 殿

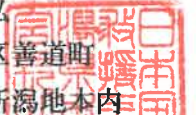
請願書

【請願者】日本国民救援会新潟県本部

会長 星野 光弘

〒 956-0865 新潟市秋葉区善道町

1-1-1 国労新潟地本内



【紹介議員】

小坂井 哲夫
志場 哲二

国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出について

〔請願の趣旨〕

1. 冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後をたちません。冤罪事件では、長時間に亘る取調に耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多いのです。裁判ではその自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされるのです。

2. 無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかありません。

最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われていますが、ほとんど認められていません。直近では、3月20日に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、袴田さんへの死刑判決の根拠とされた証拠について、「5つの衣類」は捜査機関がねつ造したものと認められたからです。東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始されました。

3. 再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な証拠を提出することが求められます。ところが、証拠は検察の手にあります。それらを開示させる法律はありません。無罪となった再審事件で、新証拠で、実は当初から検察が隠し持っていたケースもありました。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。



4．再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が許されていることも問題です。

名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、2005年再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われないうちに、89歳で獄死しました。こうした悲劇をくり返させないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白です。あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、「不服申立て」するのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことです。再審法を無視した「不服申立て」は、無駄に時間を費やし冤罪被害者の権利を侵害しています。

5．再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要ですが、裁判官によっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多いのです。裁判所で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールを作る必要があります。

6．現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままです。再審における証拠開示制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）を禁止すること、再審における手続きを整備し、ルールをつくるのが、冤罪の救済のための焦眉の課題です。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の3点について「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を行うことを求め、地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して意見書を提出するようお願いします。

請願事項

再審における検察手持ち証拠の全面開示、再審開始決定に対する検察の不服申立（上訴）の禁止、公正な再審手続きの整備。

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

1. 冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、残念ながら今でも後をたちません。冤罪事件では、長時間に亘る取調に耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多いのです。裁判ではその自白だけが決定的な証拠として採用され、無罪を主張しても、自白しているからとして有罪とされるのです。

2. 無実なのに裁判で有罪が確定してしまった冤罪被害者を救済する手段は、再審しかありません。

最高裁の司法統計によれば、毎年50件前後の再審請求が行われていますが、ほとんど認められていません。2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。直近では、3月20日に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、袴田さんへの死刑判決の根拠とされた証拠について、「5つの衣類」は捜査機関がねつ造したものと認められたからです。東京高等検察庁は、最高裁への特別抗告を断念し、再審が開始されました。

3. 再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な証拠を提出することが求められます。ところが、証拠は検察の手にあります。それらを開示させる法律はありません。無罪となった再審事件で、新証拠で、実は当初から検察が隠し持っていたケースもありました。無罪を証明する証拠が、当初から開示されていたら、冤罪は生まれず当事者の人生は全く別のものとなっていたはずです。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

4. 再審開始決定に対する検察による「不服申立て」が許されていることも問題です。

名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいたっては、2005年再審開始決定を得ながら、検察の異議申立てにより、再審が行われないうちに、89歳で獄死しました。こうした悲劇をくり返させないためにも、法的な制限を加える必要があることは明白です。あくまでも検察が正しいと主張するのであれば、「不服申立て」するのではなく、再審の場で審理を尽くせばよいことです。再審法を無視した「不服申立て」は、無駄に時間を費やし冤罪被害者の権利

を侵害しています。現行の刑事訴訟法のルーツであるドイツでもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

5.再審の際には、無罪を証明する新証拠の提示が必要ですが、裁判官によっては、新証拠の審理を行うこともなく、審理も不十分なまま裁判を終結し、再審を否定する判決が出されることが多いのです。裁判所で、新証拠についての審理を十分に尽くせるよう再審裁判のルールを作る必要があります。

6.現行の刑事訴訟法の再審の規定は、ほぼ大正時代の旧刑事訴訟法のままです。再審における証拠開示制度の確立、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）を禁止すること、再審における手続きを整備し、ルールをつくることが、冤罪の救済のための焦眉の課題です。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の3点について「刑事訴訟法再審規定（再審法）」の改正を行うことを要請します。

- 一 再審における検察手持ち証拠を全面開示すること。
- 二 再審開始決定に対する検察の不服申し立てを禁止すること。
- 三 再審における手続きを整備し、ルールを作ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年 月 日

議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
法務大臣 殿

国民救援会は、無実の人ひとを救うために再審法の改正を求め、地方議会での意見書採択の運動をすすめています。請願項目は、①再審における捜査機関手持ちの全証拠の開示、②再審開始決定に対する検察官の不服申立て(上訴)の禁止です。また、再審制度の審議促進を求めた議会もあります。

10月10日現在、3道県72市65町15村、計155議会で意見書が採択されました。都道府県では、北海道、岩手県、山梨県の3議会、また

た県庁所在地では、奈良市、神戸市両議会で採択されています。以下、採択をした議会を紹介いたします。()内は採択した議会議数。

北海道(9) 道庁、苫小牧市、美唄市、函館市、旭川市、釧路市、白老町、厚真町、安平町、青森(5) 藤崎町、大鰐町、平内町、今別町、西目屋村
岩手(8) 県、北上市、花巻市、八幡平市、滝沢市、一関市、久慈市、住田町、宮城(2) 名取市、白石市

再審法改正 意見書運動すすむ 採択議会150超える

北海道、山梨県両議会が採択

- | | | | |
|--|--|--|---|
| 福島(18) 喜多方市、伊達市、二本松市、国見町、桑折町、浪江町、会津坂下町、会津美里町、猪苗代町、只見町、金山町、下郷町、柳津町、南会津町、三春町、湯川村、昭和村、檜枝岐村 | 埼玉(2) 飯能市、伊奈町 | 常滑市 | 町、雲南市、吉賀町 |
| 茨城(21) 高萩市、常陸大宮市、那珂市、鹿嶋市、銚田市、土浦市、石岡市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、かすみがうら市、古河市、大子町、城里町、阿見町、五霞町、河内町、八千代町、東海村、美浦村 | 千葉(3) 流山市、東金市、我孫子市 | 滋賀(4) 甲良町、豊郷町、愛荘町、多賀町 | 岡山(4) 鏡野町、和気町、久米南町、奈義町 |
| 栃木(1) 高根沢町 | 東京(4) 小金井市、清瀬市、国立市、東大和 | 京都(3) 向日市、長岡京市、亀岡市 | 徳島(14) 吉野川市、阿南市、鳴門市、小松島市、つるぎ町、上勝町、上板町、那賀町、牟岐町、板野町、美波町、海陽町、松茂町、東みよし町 |
| 愛知(2) 半田市 | 山梨(1) 塚本市、神奈川(1) 平塚市 | 奈良(15) 奈良市、大和郡山市、香芝市、桜井市、大和高田市、御所市、宇陀市、上牧町、広陵町、川西町、三宅町、河合町、王寺町、奈義町、山添村 | 高知(3) 土佐清水市、安芸市、本山町 |
| 愛知(2) 半田市 | 長野(17) 松本市、須坂市、山ノ内町、松川町、立科町、佐久穂町、信濃町、御代田町、池田町、喬木村、南相木村、朝日村、山形村、小谷村、白馬村、松川村、豊丘村 | 大阪(9) 池田市、吹田市、箕面市、羽曳野市、泉大津市、摂津市、和泉市、豊能町、能勢町 | 福岡(1) 中間市 |
| 愛知(2) 半田市 | 山梨(1) 県 | 兵庫(3) 神戸市、高砂市、加古川市 | 水市、安芸市、本山市 |
| 愛知(2) 半田市 | 山梨(1) 県 | 島根(3) 津和野市 | 水市、安芸市、本山市 |
- ※趣旨に賛同する議決(趣旨採択)をした議会

自由民主党
 日本弁護士連合会が6月6日に開催した再審法改正を求める院内委員会に対して101人の国会議員から賛同のメッセージ、当日のあいさつが寄せられました。賛同された議員の氏名を紹介（個人不同し、いくつかのメッセージを掲載します。なお、衆議院議員は（衆）、参議院議員は（参）、敬称は略します。）

裁判所の裁量にゆだねられており、結果として公正さを害する恐れがある。再審法改正を促すメッセージを寄せた議員は、石原啓二（衆）、石井 拓（衆）、井出博生（衆）、稲田朋美（衆）、稲田 毅（衆）、工藤 三（衆）、古庄文知（参）、柴山昌彦（参）

再審法改正を求める院内委員会。この「再審法」は、現在では刑事訴訟法に定められているが、その規定は、そのほとんどが戦前の法律に由来している。戦後、憲法が制定された後、戦前の法律をそのまま適用することは、憲法に違反する。したがって、再審法は、戦後の憲法に適合する形で改正されるべきである。また、再審法は、被告人の権利を保障するだけでなく、裁判官の裁量を制約する役割も果たしている。再審法改正により、被告人の権利がより十分に保護されることになり、裁判官の裁量もより適切に行われるようになる。再審法改正は、日本の司法制度をより公平で透明なものにするための重要な一歩である。再審法改正の賛同者には、石原啓二（衆）、石井 拓（衆）、井出博生（衆）、稲田朋美（衆）、稲田 毅（衆）、工藤 三（衆）、古庄文知（参）、柴山昌彦（参）などが含まれている。

再審法改正に賛同します

日弁連集會へメッセージ・挨拶を送った国会議員のみなさん

制度に不備があった。本来救われるべき冤罪被害者が救われていない。このままでは、人権の観点からその制度を見直していく必要はない。私には私の立場で力を尽くします。

達坂誠二（衆） 刑事訴訟法は500条を超える大部の法律条。しかし、再審関連条文は19条しかない。1990年の施行から一度も改正されず、おとろけ状態にある。再審法改正は、国家に対する重大な人権侵害に対する救済手段として、法規定が不十分なため、罰せずの罪と言わなければならない。この問題にしっかりと取り組んで参ります。

伊藤 隆（衆） 青柳陽一郎（衆） 阿部知子（衆） 石垣のりこ（衆）

中谷一庸（衆） 原口一博（衆） 松山ひろえ（衆） 松原仁（衆） 松本 隆（衆） 扇田淳夫（衆） 水野素子（衆） 道下大樹（衆） 山井和則（衆） 山田 誠（衆） 山田勝彦（衆） 米山隆一（衆） 早稲田ゆき（衆） 渡辺 創（衆）

日本共産党
 志位和夫（衆） 今年3月、袴田喜人の冤罪事件について、日本共産党は、再審段階でそれまで公判に提出されていたなかった未提出証拠の開示ルールをつくること、再審開始決定に対する不服申し立てを禁止するなど、再審法の抜本改正を強く求めようとする。無罪の人を早期に救済するため、日弁連や広範な市民のみなさんと力を合わせ、「再審法改正に向け全力を尽くす決意です。」

日本維新の会
 岩谷良平（衆） 冤罪の可能性を100%排除することは不可能です。ゆえに、再審制度を大の拡充していくことは重要だと考えています。

日本弁護士連合会
 堀井健爾（衆）

国民民主党
 五木雅一（衆） 現在の再審請求手続きは大変複雑で、再審を受けるための単なる再審請求を提出するだけでは、再審への門戸を開かなくてはなりません。国民民主党は、再審請求の手続きを簡便化し、再審法改正を目指す時です。再審に関する法律を作っていくべきです。皆さんと力を合わせて、法律を成立させていきます。

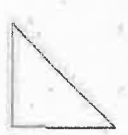
れいわ新選組
 大島九州男（衆）

無所属
 藤田由紀子（衆） 平山拓知子（衆） 吉田由紀子（衆）

石川香織（衆） 打越さ良（衆） 梅谷 守（衆） 枝野幸男（衆） 大串博志（衆） 興野 隆一（衆） 小川淳也（衆） 神谷 裕（衆） 藤田典子（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆） 藤田 悠（衆）

このように、再審法改正の賛同者には、多くの国会議員が参加しています。再審法改正は、日本の司法制度をより公平で透明なものにするための重要な一歩である。再審法改正の賛同者には、石川香織（衆）、打越さ良（衆）、梅谷 守（衆）、枝野幸男（衆）、大串博志（衆）、興野 隆一（衆）、小川淳也（衆）、神谷 裕（衆）、藤田典子（衆）、藤田 悠（衆）などが含まれている。

再審法改正により、被告人の権利がより十分に保護されることになり、裁判官の裁量もより適切に行われるようになる。再審法改正は、日本の司法制度をより公平で透明なものにするための重要な一歩である。再審法改正の賛同者には、石川香織（衆）、打越さ良（衆）、梅谷 守（衆）、枝野幸男（衆）、大串博志（衆）、興野 隆一（衆）、小川淳也（衆）、神谷 裕（衆）、藤田典子（衆）、藤田 悠（衆）などが含まれている。



再審法改正をめざす 市民の会

私たちのために (戦国)



編集・発行

再審法改正をめざす市民の会

〒160-0023 新宿区西新宿7-5-13 第3工新ビル201

桜井司法研究所気付

TEL 03-6278-9796 FAX 03-6278-9798

Eメール : info@rain-saishin.org

www.rain-saishin.org

頒価 : 50 円

再審のルールを作ろう

私たちは、日常生活の中で予期せず犯罪に巻き込まれることがあります。犯罪の被害にあうこともあれば、身に覚えのない罪で犯罪者として扱われ、処罰されてしまうこともあります。

私たちが安心して生活するには、罪を犯した人が適正に処罰されるだけでは足りず、万が一にも無実の人が断罪され、いわれのない刑罰を強いられること（冤罪）があってはなりません。

冤罪は個人の自由や尊厳、生命などの基本的な人権を奪う不正義が、法律の名の下に行われることとなり、法律によって社会や人びとを守っていくこと（法治主義）への信頼を著しく損なうこととなります。また、誤った人が処罰されることは、とりもなおさず真犯人が罪をまぬがれるという二重の過ちを意味するからです。

再審とは、冤罪から無実の人を救済するための最後の手段として、確定した裁判を、もう一度やり直す制度です。

逆に、無罪が確定した人をふたたび裁判にかけて罪を問うこと（不利益再審）は、憲法39条によって禁止されています。そのことは、再審は無辜（無実の人）を救済する手段としてのみ認められていることを示しています。

しかし、裁判のやり方を定めた法律（刑事訴訟法）には、この大切な再審についてわずか19カ条しか書かれておらず、どのような場合、どのような手続きを経て再審が行われるのかというルールがないに等しい実情があります。そのため、担当した裁判官だけで裁判手続きに不合理な格差が生じたり、再審を求めるときもつべき権利がはつきりしないなど、たくさん問題が生じています。

このため、再審に関する刑事訴訟法の規定（再審法）を充実させ、必要な手続きや権利の保障を確かなものにするのが求められています。

私たち「再審法改正を促す市民の会」は、そうした再審のルール作りのために、以下3つの改革を提言しています。

- ①再審のためのすべての証拠の開示
- ②検察官の不服申立ての禁止
- ③再審における手続きの整備

私たちがめざす法改正はどんなものか、より具体的に知っていただくために、お寄せいただいた質問にお答えします。

再審ってそもそも何だろう？

Q1

有罪判決を受けた人は、刑務所に入れられたり、生命さえ奪われる（死刑）こともあります。こうした取り返しのつかない不利な益を与える以上、万が一にも間違いがあってはなりません。そのため一度の裁判ではなく、三審制（地方裁判所—高等裁判所—最高裁判所）というものがあり、慎重に審理されていると信じてきました。どうしても再審が必要なのか、もう少し説明してください。

A1

おっしゃる通り日本の裁判は、三審制です。第一審の判決に不服がある場合は、さらに高等裁判所の審理を求めることができます。そして最高裁判所の判断が出たら、判決が確定します。そうでなければ、永久に決着がつかないことになるからです。

しかし、確定判決に合理的な疑いがあることが分かって、もう確定したのだからといって、そのまま放置して良いといえるでしょうか？無辜を処罰してはならない、というのは刑事司法のもっとも大切な理念です。

そこで、この理念を守るために、裁判のやり直しを認める再審制度がもうけられたのです。



Q2 再審法という法律は聞いたことがあります。六法全書にも出ていないようですが？

A2 再審法という名前の法律はありませんが、刑事司法の手続きを定めた刑事訴訟法（刑訴法）という法律の中の435条から453条までに、再審について書かれています。この部分を便宜的に「再審法」と呼んでいます。

Q3 再審は、実際にどのように進められるのか教えてください。

A3 再審は2段階に分かれています。
第1段階は「再審請求審」と呼ばれるもので、再審を請求する理由があるかどうかの審理を、確定判決を出した裁判所に申し立てます。理由があると判断されると再審開始決定が言い渡されます。
開始決定が確定すると第2段階に入ります。これが「再審公判」で、通常裁判と同様に公判（公開法廷）が開かれ、証拠調べを行い、あらためて判決が言い渡されます。

すべての証拠の開示を

Q4 裁判で、事実を客観的に見定めて結論を出すには、証拠をきちんと調べなくてはいけないことは、法律の専門家でも分かります。証拠を開示するように、わざわざ要求しないと見ることができないのですか？理解に苦しむのですが。

A4 裁判は証拠にもとづいて事実の認定を行う、と定められています（刑訴法317条）。しかし、その証拠の大部分は、警察と検察が強制的な捜査権と税金を使って集めたものです。私人である被告人や民間法律家

である弁護人は、それらの証拠を対等に利用できなければ、公正な裁判をたたかうことは困難です。

しかし、検察官は有罪を立証するための証拠を提出すれば良いと考え、被告人に有利な無罪方向の証拠は提出しないという態度をとってききました。また、裁判所も、検察に証拠を強制的に提出させる法的根拠はないとしてきました。

2005年の改正刑訴法施行で導入された「公判前整理手続」によって、不十分ながら弁護側が証拠の開示を求める法的な根拠が示され、また、検察官の元にある証拠の一覧表を請求することまでは、認められるようになりました。しかし、これまで無罪となった冤罪事件のほとんどすべてにおいて、検察や警察が無罪方向の証拠を公判に提出せず、隠しつづけていたことが暴かれています。

こうした証拠隠しこそ誤判の最大要因の一つです。被告人に有利なものも、すべて証拠を明らかにしなければ、事実を正確に認定することはできません。

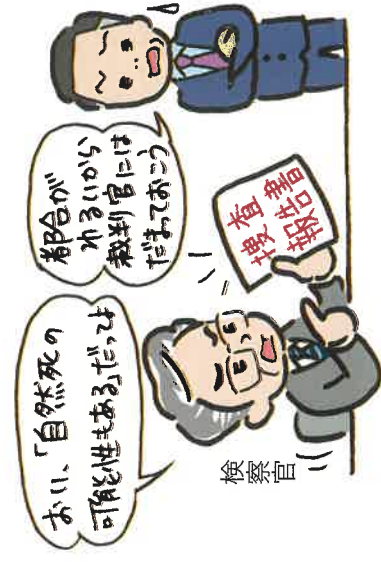
冤罪をなくすためには、証拠をすべて開示させる制度が欠かせないことは明らかです。

Q5

証拠が開示されないのは、再審請求の場合も同じなのですか？すでに判決が確定しているのだから、本来はどんな証拠が出てこようと、何の不都合も生じないはずですが。

A5

再審請求審では、証拠開示はことに重要な意味をもちます。再審を開始する必要がある、と裁判所に認めさせるためには、確定審までに提出されなかった新しい証拠によって、無罪を立証しなければ



ならないという規定があるからです（刑訴法 435 条 6 号）。

しかしすべての証拠を握っている検察官は、有罪を覆す恐れのある証拠をすんで提出しようとはしません。

確定審までに開示されていないかかった証拠を、検察に開示させるための法律は、再審において特に重要です。

再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止

Q6 袴田事件の袴田巖さんは、何年も前に再審開始の決定が出て、47 年ぶりに釈放されたのをテレビで見ました。とつくに無罪になっっているものと思っと思っていますが、最近のニュースで、まだ裁判が続いており、再審も始まらないので、身柄は釈放されていても死刑囚のままだと聞いて驚きました。袴田さんは、どうしてまだ再審が実現していないのですか？

A6 静岡地裁の再審開始決定（2014 年）に対して、検察が東京高裁に不服申立てをしたからです。その後、同高裁が開始決定を取消した（2018 年）ため、今度は袴田さん側が、最高裁に訴えました。

これに対し、最高裁が東京高裁に審理を差し戻した（2020 年 12 月）ため、さらに長引くことになったのです。この決定を行った最高裁の 5 人の裁判官のうち 2 人は、高裁への差し戻しではなく、再審の開始を最高裁が自ら決定すべきだという意見を述べています。

ほかにも、鹿兒島・大崎事件のように 3 度も再審開始決定が出たのに、そのたびに検察が不服申立てを行い、再審が実現しないまま数十年も経過しているケースがあります。

再審開始決定に対して、検察が上訴して取消しを申し立てるのは、いたずらに裁判を長引かせ、無実の人を苦しめることにはなりません。

Q7

時間がかかりすぎていることは問題だと思えます。しかし三審制の原則がある以上、検察官の不服申立てだけを禁じるのは、やはり不公正な気がします。

A7

いま述べた袴田事件や大崎事件の例を見ても、そもそも現状の再審の手続きは、再審を求める人たちに極めて不利にできています。再審開始決定を獲得するには、通常裁判で無罪判決を得るよりも、はるかに多大な労力と長い月日がかかっています。このような現実を無視して、検察官に再審開始決定への不服申立てを認めることは、實際上、再審による救済を有名無実化するに等しいこととなってしまいます。

Q8

再審開始決定への不服申立てを認めないとしたら、開始決定を受けた請求人は、ただちに無罪ということになるのですか？

A8

違います。再審開始決定があっても、それだけで請求人が無罪になるわけではありません。再審が 2 段階に分かれていること（4 頁 **A3**）を思い出してください。

有罪・無罪は、再審請求審ではなく、その後の再審公判で判断されます。仮に検察官に再審開始決定に対する不満があれば、この再審公判で主張できます。したがって、再審開始決定自体について別途不服申立てを認める必要性はありません*。

【*注】裁判所が行ったすべての判断に対し、必ず不服申立てが許されるわけではなく、以下の事例から明らかです。

職務乱用罪を犯した公務員を検察官が不起訴にしたとき、これに不服のある人が直接裁判所に審判を請求する手続きを、付審判請求とします。このとき審判に付すという決定を受けた者（公務員）は、この決定に対し、不服申立てはできないという最高裁判例があります。もしも、付審判決定に不満があっても、後の裁判で主張すれば良いという理由によるものです。

検察官が再審開始決定に不服であれば、同様に再審公判で主張すれば良いと考えられるので、開始決定への不服申立てはできないと考えるのが相当です。

再審における手続きの整備

Q⁹

再審の手続きを整備し、ルールをつくる必要があるというのは、具体的にはどうしていることを考えているのですか？

A⁹

例えば、私たちは次のような項目を考えています。どれも、「えっ？こんなことも実現していないの？」と思われるようなものばかりではないでしょうか。

- ①再審の申立てがあったら、裁判所は2ヶ月以内に進行協議を開かなければならない。
(審理の手順やスケジュールさえ決めず、何年も放置されているケースも珍しくありません)
- ②進行協議においては、申立て理由(新証拠)について説明する機会を与えなければなりません。
(新証拠が真摯に取調べられず、再審請求が棄却されてはたまりません)
- ③申立人の立会権を保障すること。
(自分自身の運命を決める審理に立ち会うことさえ、現状では権利として保障されていません)
- ④進行協議は正確に記録化すること。
(記録にもとづいて、手続きの公正さを事後検証できるよう保障すべきです)
- ⑤新証拠については、事実調べをしなければならぬ。事実調べは、公開の法廷で行わなければならない。
(裁判公開の原則は、憲法によるもの。再審請求も非公開にする理由はありません)
- ⑥決定日は、1ヶ月前に書面で告知すること。
(どのような決定に対しても、申立人には十分な主張を準備する時間が保障されるべきです)

Q¹⁰

こうしたルールや手続きが実現すれば、冤罪は防ぐことができるのでしょうか？

A¹⁰

それだけで万全とはいえないかもしれません。しかし、これらは、実際に誤った司法によって苦しんできた冤罪犠牲者の方たちの声に耳を傾けることで、分かってくるかと思います。

再審法の改正は、法律専門家のためではなく、誤った司法の犠牲になりうる私たち一人ひとりの市民のためのもです。さらに多くの方たちの知恵を集めてこそ、冤罪を生まない司法、冤罪からの救済がすみやかに行われる司法が実現すると考えています。みなさんのお力をぜひお貸しくください。



再審法改正をめざす市民の会結成集会で選出された運営委員 (2019年5月20日)

- ◎青木 恵子 (冤罪犠牲者の会共同代表、東住吉国賠原告)
- ◎伊賀 カズミ (日本国民救援会副会長、関西冤罪事件連絡会代表)
- 泉澤 章 (弁護士、日弁連えん罪事件原因究明第三者機関の設置に関する特別部会事務局長)
- 市川 寛 (弁護士、元検察官)
- 井戸 謙一 (弁護士、元裁判官)
- 指宿 信 (成城大学教授)
- 今井 恭平 (ジャーナリスト、なくせ冤罪！ 市民評議会理事)
- ◎宇都宮 健児 (弁護士、元日弁連会長)
- 海渡 雄一 (弁護士、元日弁連事務総長)
- ◎木谷 明 (弁護士、元裁判官)
- ◎客野 美喜子 (なくせ冤罪！ 市民評議会代表)
- 川崎 英明 (関西学院大学名誉教授)
- 鴨志田 祐美 (弁護士、日弁連再審における証拠開示に関する特別部会会長)
- 小池 振一郎 (弁護士、日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長)
- 小竹 広子 (弁護士)
- ◎桜井 昌司 (冤罪犠牲者の会、布川国賠原告)
- 笹倉 香奈 (甲南大学教授、えん罪救済センター (Innocence Project Japan) 副代表)
- 里見 繁 (関西大学教授)
- 篠田 博之 (月刊『創』編集長、日本ペンクラブ言論表現委員会副委員長)
- 白取 祐司 (神奈川大学教授)
- ◎周防 正行 (映画監督)
- 瑞慶覧 淳 (再審・えん罪事件全国連絡会事務局長)
- 豊崎 七絵 (九州大学教授)
- 成澤 壽信 (現代人文社代表取締役)
- 新倉 修 (青山学院大学名誉教授)
- 新田 涉世 (日本プロボクシング協会袴田徹支援委員会委員長)
- 西嶋 勝彦 (弁護士、袴田事件弁護団長)
- 水谷 規男 (大阪大学教授)
- 水野 智幸 (法政大学大学院教授、元裁判官)
- ◎村井 敏邦 (弁護士、一橋大学名誉教授、元刑法学会理事)

今、再審法を変える好機



共同代表 木谷明さん
(弁護士、元裁判官)

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われる冤罪ほど、恐ろしいものはない。再審制度は、そういう不幸な冤罪者を救済するためのものだ。

しかし、集めた証拠を検察官が独り占めにして請求人に見せなくてよい現行法の下では、その中に請求人に有利な証拠が含まれていても、冤罪者は救済されない。そんな不合理がなぜ許されるのか。

また、長い時間をかけた審理の後ようやく再審開始決定が出されても、検察官が不服を申し立てさえすれば、それだけで、救済はさらに遅れる。検察官の不服申立は、冤罪の早期救済の観点から禁止されて当然だ。

さらに、現在の法律には、再審事件を審理する裁判所がどういう手続で審理すべきかの規定が事実上ないに等しい。各地の裁判所の審理がバラバラなのはそのためだ。

不幸な冤罪者を早期に救済する上で、少なくともこれら3点に関する法改正及び法整備は、喫緊の急務である。